

旧遍路宿「坂本屋」修復に係る寄付金募集について

このたび、松山市久谷地区にある旧遍路宿「坂本屋」を修復するために、「坂本屋世話人会」を組織して、修復費用の一部について御寄付をお願いすることとなりました。
つきましては、誠に恐縮ではございますがご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【寄付金概要】

寄付金の使途	旧遍路宿「坂本屋」改修工事費用
寄付金目標額	150 万円
募集期間	平成 29 年 6 月 13 日～平成 30 年 12 月 ※目標額に到達した時点で終了
寄付金額	1 口 5,000 円 ※複数口で申込された方は、顕彰板等にお名前を記載
申込先	〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目 6 番地 1 (一社)愛媛県観光物産協会内「坂本屋世話人会」 事務局 Tel089-961-4500 FAX089-961-4222
備考	詳細については、下記寄付金募集規程等をご参照ください。

【坂本屋世話人会概要】

設立日：平成 29 年 6 月 5 日

顧問： 愛媛県知事 中村時広
松山市長 野志克仁

代表：一般社団法人愛媛県観光物産協会 会長 佐伯要

事務局：一般社団法人愛媛県観光物産協会

問い合わせ先
一般社団法人 愛媛県観光物産協会
担当：國遠 知可
Tel089-961-4500

旧遍路宿「坂本屋」修復に係る寄付のお願い

四国が一体となって四国遍路の世界遺産登録を目指す今、松山市久谷地区には築約100年の旧遍路宿「坂本屋」があります。坂本屋は旧三坂街道にたたずみ、遍路宿として典型的な姿を残す貴重な文化的資源です。戦後、約半世紀閉ざされていましたが、松山市の『『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想』のサブセンターゾーンの一つに位置付けられている「久谷地区」における地域活動の拠点として、平成16年に復興されました。地元住民による有志団体「坂本屋運営委員会」も発足し、3～11月の週末や祝日はお遍路さんの休憩所として同会会員が昔ながらのお接待を行っています。また、遍路文化をテーマとしたイベント、児童・生徒の地域学習、生涯学習の場としても活用されています。そしてマスコミ各社の報道、NHKのドラマ化などでたびたび紹介されることもあり、国内外から多くのお遍路さんや観光客が立ち寄るようになりました。平成25年には愛媛県知事、松山市長の案内で世界遺産「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」で知られるスペイン駐日大使の訪問を受け、四国遍路文化の世界遺産登録化に向けて協力する意向を示して頂きました。

ところが一方で「坂本屋」は老朽化が進んでいるうえ、お遍路さんや観光客の増加が拍車をかけることにもなり、大掛かりな修復が必要な状況となりました。そこで「坂本屋」修復を目的に関係各位の意向を受け、坂本屋世話人会を設立いたしました。修復部分は雨漏りが深刻となっている母屋と、トイレや浴室などのある別棟です。トイレは建設工事現場などで使われる和式の簡易型無臭トイレが1基設置されているのみで、来訪者に対して不衛生な印象を与えるばかりか、外国人や女性、子供にとっては使いにくい状態です。母屋は現在、坂本屋運営委員会が愛媛県や松山市と連携し、修復へ向けた調整を行っているところですが、今回別棟の修復について坂本屋世話人会が資金支援させていただくことといたしました。

久谷地区は遍路始祖とされる衛門三郎が暮らしたとされ、衛門三郎が遍路をはじめのきっかけになったと伝わる子供たちの墓は「八塚群集古墳」として現存しています。また、同地区の遍路道周辺には伊予の里山風景が残り、江戸時代に行き倒れとなったお遍路さんの墓、石の道標といった遍路遺跡が点在。坂本屋周辺の旧三坂街道には昔ながらの遍路道が保存され、日本七大馬子唄として知られる「三坂馬子唄」も歌い継がれています。坂本屋を拠点に同地区を「四国遍路発祥地～遍路の里」として活性化、観光資源化し、世界遺産登録に向け盛り上げ、道後温泉や松山城など観光名所ともリンクさせることで、観光力を広域に相乗的に波及、強化させることが期待されます。

旅するお遍路さんをお接待する四国の文化は、次世代に受け継いでいきたい「美しい日本の心」にほかありません。皆様の温かいお力添えをいただければ幸いです。

平成29年6月5日

坂本屋世話人会顧問

愛媛県知事 中村 時広

〃

松山市長 野志 克仁

代表 (一社) 愛媛県観光物産協会会長 佐伯 要

旧遍路宿「坂本屋」改修に係る寄付金募集規程

(目的)

第1条 この規程は、旧遍路宿「坂本屋」改修のために募集する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、「坂本屋世話人会」と称する。

(組織)

第3条 この会は次の者または法人をもって組織する。

- 1 顧問 愛媛県知事及び松山市長をもって充てる。
- 2 世話人会代表 (一社)愛媛県観光物産協会会長職にある者をもって充てる。
- 3 相談役 四国 88ヶ所(宗教法人) 第44番札所 大宝寺
同 第45番札所 岩屋寺
同 第46番札所 浄瑠璃寺
同 第47番札所 八坂寺
- 4 世話人 有志
- 5 監事 代表が指名する2名をもって充てる。

(寄付金の使途)

第4条 この寄付金は、旧遍路宿「坂本屋」改修計画に基づき実施するトイレ改修工事等にかかる費用150万円に充てるものとする。

- 2 寄付金のうち5%以内で、寄付金募集、受入に係る事務費に充当するものとする。

(寄付金の募集期間)

第5条 募集の期間は随時とし、第4条第2項に定める事務費充当部分を除いて、目標額150万円を目途に募集する。また、予定以上に寄付金を頂けた場合には、坂本屋運営委員会に対し、今回の修繕以外の坂本屋の修繕及び将来の修繕資金の備金として寄付するものとする。

(寄付金の金額)

第6条 寄付金は、1口5千円とします。
但し、1口に満たない場合も受け付けします。

(申し込み方法)

第7条 所定の申込書にご記入のうえ、下記に申込みいただきます。

申込受付 〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目6番地1
(一社)愛媛県観光物産協会内 「坂本屋世話人会」事務局
Tel 089-961-4500 Fax 089-961-4222

(振込方法)

第8条 寄付を申し込み頂いた方には、後日事務局より振込先をお知らせします。

(寄付顕彰)

第9条 寄付を頂いた方には、次のとおり顕彰することとしています。

- 1口 芳名帳に御氏名または法人名等を記載いたします。
- 2口以上 顕彰板に御氏名または法人名等を記載いたします。
- 6口以上 敷地内に設置する石板に御氏名または法人名等を記載いたします。

(事務局)

第10条 事務局を(一社)愛媛県観光物産協会内に置き、事務局には代表が指名する次の職員を置く。

事務局長
事務部長
事務課長
会計長

(会計監査)

第11条 毎年度3月末に監査を受けるものとする。

(解散)

第12条 この会は、第1条の目的を達成した時に解散する。

(その他)

この規程は、平成29年6月5日から適用する。

平成 年 月 日

「坂本屋世話人会」事務局 殿

旧遍路宿「坂本屋」改修寄付金の申込書

旧遍路宿「坂本屋」改修の趣意に賛同し、下記のとおり寄付します。

記

1. 口 数	口	
2. 寄付金額	金 円也	
3. 寄付申込者氏名	フリガナ	
	氏名	
4. 寄付申込者住所	〒 ー	
5. 電話番号		
6. 振込予定日	平成 年 月 日	
7. 寄付顕彰への氏名記載 および記載名について	寄付顕彰への氏名記載（希望する・希望しない）	
	氏名記載の際、申込者氏名以外を希望される方は下記へご記入ください。 (希望記載氏名 [※])	

※記載氏名が長い場合、こちらで省略させていただく場合がございます。ご了承ください。

以上

《送付先》 〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目6番地1
(一社)愛媛県観光物産協会内 「坂本屋世話人会」事務局
TEL 089-961-4500 Fax 089-961-4222

事務処理欄 (受付NO.)

専務	コーディネーター	振込確認	受付	備考